平成 31 年３月 11 日

各　　位

株式会社ジェクシード
（URL　http://www.gexeed.co.jp）
代表者名　代表取締役　野澤　　裕
（コード番号：３７１９）
問合せ先　管理本部長　山口　和秋
電話番号：03-5259-7010

ビーエムアイ ホスピタリティ サービシス リミテッドによる当社株券に対する公開買付けにおける追加質問に対する回答書受領のお知らせ

当社は、平成 31 年１月 31 日にビーエムアイ ホスピタリティ サービシス リミテッド（平成 25 年６月に香港法第 32 章に基づき設立された有限公司、以下「公開買付者」といいます。）により開始された当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、平成 31 年３月１日、公開買付者に対し、追加質問（以下「本追加質問」といいます。）をいたしました。

平成 31 年３月８日に、本追加質問の回答書を公開買付者の代理人である、株式会社ランニングより受領するとともに、公開買付者の取締役であり BMI グループ法人の CEO である盧華威氏らと面談し、回答書の内容等についての説明を受けましたのでお知らせいたします。

当社取締役会は、本追加質問の回答書、その他の方法により得られた情報も踏まえ、本公開買付けが当社の企業価値向上、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであるかについて、引き続き慎重に評価・検討等を行います。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますようお願い申し上げます。

以上

別紙

公開買付者から受領した追加質問に対する回答書

平成 31 年 3 月 8 日

株式会社ジェクシード
代表取締役　野澤　裕　様

ビーエムアイ　ホスピタリティ　サービシス　リミテッド　代理人
大阪府大阪市都島区高倉町三丁目 15 番 1 号
株式会社ランニング
代表取締役　星野　和也

回答書

貴社から平成 31 年 3 月 1 日付で受領した「対質問回答報告書に対する追加質問」に関し、別紙のとおり回答をいたします。

別紙

対質問回答報告書に対する追加質問に対する回答

（注）本回答に用いる人名や用語の意味は、本回答に別段の定めがない限り、対質問回答報告書において定義するところによります。

１．公開買付者及びBMIグループについて

＜質問＞

（１）2月20日協議において、公開買付者は、BMIグループと資本関係がないものの、BMIグループ法人のCEOである盧華威氏が公開買付者の取締役であり、香港においては人的資本関係を有している企業グループに「属する」ものとするのが一般的であるとご説明を頂きました。しかしながら、BMIグループのホームページにおいてGroup Structureを示すページ（http://www.bmintelligence.com/new/index.php/en/page/name/page/Group-Structure）に公開買付者が記載されておりません。その理由を具体的にご説明ください。

＜回答＞

ご指摘のホームページは、BMIグループ内の主な事業会社を抜粋して掲載しているため、日本企業への投資会社である公開買付者は掲載されておりません。

＜質問＞

（２）辛澤氏の日本国内での経歴が、当社との業務提携の成功ひいては当社の企業価値の向上にどのように関連し、生かされるのかについて、具体的にご説明ください（対質問回答報告書別紙回答1.(3)参照。以下、各質問末尾に付した括弧内の数字は、当該質問に関連する対質問回答報告書別紙の回答番号を指します。）。

＜回答＞

辛氏の日本における経歴が、直接、対象者との業務提携の成功及び企業価値の向上につながるものとは考えておりません。辛氏はBMIグループの経営陣の一人であるという点において、BMIグループの事業に対する理解が深く、かつ、経営への影響力を有しており、それにより、対象者との業務提携の成功、ひいては対象会社の企業価値の向上が実現できるものと考えております。

＜質問＞

（３）盧華威氏の日本国内での経歴が、当社との業務提携の成功ひいては当社の企業価値の向上にどのように関連し、生かされるのかについて、具体的にご説明ください。(1.(4))。

＜回答＞

盧氏の日本における経歴が、直接、対象者との業務提携の成功及び企業価値の向上につながるものとは考えておりません。盧氏はBMIグループの創業者であるという点において、BMIグループの事業に対する理解が深く、かつ、経営への影響力を有しており、それにより、対象者との業務提携の成功、ひいては対象会社の企業価値の向上が実現できるものと考えております。

＜質問＞

（４）2月20日協議では、公開買付者の副会長・Vice Chairmanであるとのご紹介を受けるとともに同内容の名刺を受領した泉信彦氏より、本公開買付け及び対質問回答報告書の内容を説明いただきましたが、泉信彦氏の（i）公開買付者における業務上の役割、（ii）日本国内での経歴、他社役員等との兼務状況について、ご説明ください。

＜回答＞

泉信彦氏は複数の上場企業等の取締役等を兼任し、豊富な経験、知見を有しており、BMIグループの日本におけるビジネス展開の責任者の一人であります。

＜質問＞

（５）対質問回答報告書によれば、BMIグループは、これまで、日本国内の上場会社に対して純投資以外の出資の実績はなく、また、BMIグループによる日本国内の上場会社との業務提携の実績はないとのことですが、投資実績がなく業務提携の実績のない日本国外の企業である公開買付者が日本国内の上場企業である当社との業務提携を成功させるために特に検討されている方策等があればご説明ください。（1.(6)（7)）。

＜回答＞

BMIグループは現時点においては日本国内での実績はございませんが、海外においては、現在までに東南アジアに注力し、タイ、シンガポールへの進出支援業務において、業務提携を実現した実績がございます。例としては昨年、フランスの有名飲食ブランドであるDucasse Parisによるタイへの進出に際し、BMIグループの紹介によりタイ企業であるAthena 23との業務提携につなげ、成功に導きました。BMIグループは香港、中国、タイ、シンガポール、ニューヨーク等の地域に関連会社のネットワークを有しており、当該ネットワークを有効活用することが、対象者との業務提携の成功、しいては今後対象者が安定的な収益性を確保するための取り組みとして掲げられております施策の実現の加速につながるものと考えております。

＜質問＞

（６）BMIグループは、ホームページにおいて、「BMI JAPAN株式会社」とは一切関係ないことを表明されていますが、対質問回答報告書記載のビットワングループへの出資主体であるBMI（Japan）Investment Holdings Limited（会長　黎安誠）と公開買付者及びBMIグループとの関係性についてご教示ください。(http://www.bmintelligence.com/newsletter/en/454/bmi-newsletter-jan-2019/)

＜回答＞

BMI（Japan）Investment Holdings Limited（以下「BMIインベストメント」といいます。）の取締役には盧氏が就任しており、BMIインベストメントの株主は、盧氏（60%所有）及び黎安誠氏（40%所有）となります。

よって、公開買付者の取締役であり、その他複数のBMIグループの株式を所有するとともに取締役に就任する盧氏が、BMIインベストメントの取締役を兼任し、その発行済み株式の60%を所有する関係性にあります。

なお、「BMI JAPAN株式会社」は、BMIグループとは全く関係がございません。

＜質問＞

（７）BMI（Japan）Investment Holdings Limitedは、プレスリリースによると、過去に日本国内でジャパンサークル株式会社と業務提携をしていたものと存じますが、BMI（Japan）Investment Holdings Limitedが公開買付者又はBMIグループと関係性を有する場合には、当該業務提携の内容について、ご説明ください。

＜回答＞

業務提携の内容は、香港や中国への進出を希望するジャパンサークル株式会社のお客様に対して、BMIインベストメントが会社設立や銀行口座の開設等、いわゆる秘書サービスの提供を行うこととなります。

２．本公開買付けの概要について

＜質問＞

（１）買付予定数について

＜質問①＞

対質問回答報告書によると、公開買付者が当社株式を保有することにより、業務提携契約の締結及び施策の実行への経済的インセンティブが働き、それにより、公開買付者において対象者の企業価値の向上に資する積極的な発案へのインセンティブも高まるとされています。(i)そのような考えによるのであれば、辛澤氏及びその資産管理会社のみが当社株式の株価下落リスクを負うのではなく、業務提携の主体であるBMIグループこそがリスクを負うべきであると考えますがいかがでしょうか。(ii)業務提携の具体的な内容について公開買付者が発案するとの記載ですが、本業務提携に関する具体的な進め方や施策について、BMIグループに属するどの企業が具体的にどのような役割を果たすのか、具体的な企業名を挙げてご回答ください。

＜回答＞

(i)中国（香港）においては、企業集団による他企業との資本業務提携に際して、既に事業を営んでいる企業集団内の法人を主体とするのではなく、当該企業集団の経営陣が個人資金を投下し、リスクを引き受ける事例も一定の割合を占めており、一般的な投資形態の1つであると考えていますので、BMIグループこそがリスクを負うべきであるという貴社の断定的なご意見は今後の参考とさせていただきます。

(ii)公開買付者届出書の「３ 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」に記載のIからVの施策を実行するBMIグループ法人及びその役割については、対象者との協議及びヒアリングを踏まえて決定する予定であります。なお、法人に関しましては、現時点において以下を想定しております。

（施策Ⅰ） BMI Professional Training Services Limited

（施策Ⅱ） BMI Technologies Limited

（施策Ⅲ） BMI Resources Management Limited

（施策Ⅳ） ビーエムアイ　コンサルタンツ

（施策Ⅴ） ビーエムアイ　コンサルタンツ

＜質問②＞

当社は、意見表明報告書にも記載のとおり、業務提携の成功には、相互の信頼関係の構築が不可欠であると考えております。公開買付者は、業務提携を成功させることができると判断されている根拠として、辛澤氏がBMIグループの経営陣の一人であること、盧華威氏より同氏が取締役に就任しているBMIグループ法人にて、当社との業務提携の推進及び役員の派遣に協力する旨の意向を得ていることを挙げていますが、(i)これらがどのように当社との信頼関係の構築につながると考えているのかについて、ご説明ください。(ii)公開買付者はBMIグループと資本関係を有しておらず、また、盧華威氏はすでに公開買付者の株主ではなくなっており、さらに、2月20日協議によると、仮に盧華威氏が公開買付者の取締役を退任した場合には、公開買付者は、BMIグループではなくなるとのことですが、このような状況の中、BMIグループからの継続的な協力が確実に得られるのか、具体的な理由とともにご回答ください。(2.(1) ②)。

＜回答＞

(i)辛氏は、BMIグループの経営陣の一人であるとともに、本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限まで対象者株式を取得した場合、相当額(約740百万円)の資金を投資することになります。かかる相当額の投資を伴う本公開買付けによる対象者株式の取得は、辛氏及び公開買付者が、業務提携を通じて対象者の企業価値を向上させたいと真摯に考えていることを対象者に示すことにつながり、結果として、対象者との信頼関係の構築につながると期待しております。

(ii)公開買付者は、盧氏より、公開買付者と対象者の業務提携は、BMIグループ全体の企業価値の向上にも資すると考えているため、長期的な目線で協力を行う旨の意向を受けております。よって公開買付者は、BMIグループからの継続的な協力が得られるものと考えております

＜質問③＞

対質問回答報告書によると、業務提携を行う上で「株主総会における特別決議の否決権を有する水準」まで当社株式を買い付ける理由は、当社と公開買付者の業務提携の推進に悪影響を与える特別決議事項の可決を防ぐ必要があるためのとのことですが、(i)公開買付者が自らの業務提携を保護するために、当社の特別決議事項の可決を阻止することについて、当社の少数株主（公開買付者以外の株主）を保護する観点から問題がないか、お考えをご説明ください。(ii)業務提携契約における禁止事項として定めれば足り、かつ、そのような方法を採ることが一般的であると考えますが、公開買付者が、敢えて「株主総会における特別決議の否決権を有する水準」まで当社株式を買い付ける方法を選択された理由をご説明ください。(2.(1) ③)。

＜回答＞

(i)公開買付者は、業務提携にかかる各種施策の実行が対象者の企業価値の向上につながると考えており、当該企業価値の向上は、少数株主の利益にも繋がると考えております。よって、公開買付者は、あくまでも対象者の企業価値の向上を目指しているのであり、自らの業務提携の保護自体を目的として、対象会社の企業価値を毀損してまで、株主総会における特別決議事項の可決を阻止することを企図している訳ではありません。

(ii) 業務提携契約において、業務提携の推進に悪影響を与える特別決議事項を禁止事項として定めた場合でも、対象者の取締役会は、会社法上は有効に、当該特別決議事項を株主総会に上程することが可能です。よって、万が一となりますが、業務提携契約に反しそのような議案が上程された場合に備

えるためです。

＜質問④＞

当社との業務提携契約に基づいた施策の実行可能性については、当社株式の追加取得の時期や方法についての検討の一要素として検討されるとの理解でよろしいでしょうか。(2.(1) ⑥)。

＜回答＞

ご記載のとおり、今後、対象者との協議を踏まえ公開買付者が考える対象者株式の本源的な価値や株価の動向、対象者と公開買付者による業務提携によるシナジーの発現の可能性等を総合的に勘案し、経済的に合理的な範囲で対象者株式の追加取得の具体的な時期や方法について検討していきたいと考えております。

＜質問＞

（2）事前の連絡・協議なく本公開買付けを開始したことについて

＜質問①＞

対質問回答報告書によると、公開買付者は、現実に公開買付者等関係者等によるインサイダー取引は数多く発生しており、秘密保持誓約書による対応では情報漏洩等を防ぐことができないとされておりますが、対象者に事前の連絡・協議を行わずに、公開買付けを開始することが実務上一般的ではないことを認識されているとの理解でよろしいでしょうか。

＜回答＞

日本においては、事前の連絡・協議を行わずに公開買付けを開始する事例が少数であることは認識しております。一方で、BMIグループが活動する中国や香港においては、当該事例は一定の割合を占めております。また、対質問回答報告書で回答させていただきましたとおり、公開買付者が対象者株式を保有することにより、業務提携契約の締結及び施策の実行への経済的インセンティブが働き、それにより、公開買付者において対象者の企業価値の向上に資する積極的な発案へのインセンティブも高まると考えております。その中で公開買付者側より対象者へ発行増資等の提案をすることは、株式の希薄化にて1株当たりの利益および議決権割合が下がり企業価値の向上のためとはいえ既存株主様に一定のリスクを与える影響があると思慮し、公開買付者の当時の判断として、本公開買付けにおいては対象者と事前の連絡・協議を行わなかったとういう点につき、ご理解を頂けると幸いでございます。今後、対象者と協議を続けていく中で対象者の事業環境等を勘案し、対象者の要望に可能な限り応える意思はあります。

＜質問②＞

日本国内でのIT製品サービス及び人事コンサルティングの実績、日本国内の上場会社に対する出資や業務提携の実績が無い中で、IR資料や法定開示資料の参照、事業領域の共通性から当社の企業価値の向上が可能であると判断されたとのことであり、また、2月20日協議においては、公開買付者は、対象者の事業領域である「IT」及び「コンサルティング」に関する人材や経験を有していないとご説明を頂きましたが、判断にあたって、日本国内の事情についてはどのように評価、検討されたのか、具体的にご説明ください。(2.(2) ④)。

＜回答＞

BMIグループは、海外におけるIT製品サービスや人事コンサルティングの人材・経験を対象者に提供することにより、対象者の企業価値の向上を図ることができると考えております。すなわち、対象者が保有する日本国内における人材・経験とBMIグループの人材・経験が融合することにより、シナジー効果が生まれ、対象者の企業価値の向上につながると考えております。

＜質問＞

（３）公開買付届出書において「本書提出後可能な限り早期に、対象者との間で真摯に協議をする」「本書提出日以降速やかに対象者に協議を申し出る予定」と記載している一方、本日に至るまで、公開買付者と当社の協議は、辛澤氏及び慮華威氏の同席がない中で行われた2月20日協議のみでした。本公開買付け及び業務提携の実現にあたって、当社との協議の重要性及び今後の協議に対する公開買付者の方針を、具体的にご説明ください。(2. (3))

＜回答＞

当初、2月20日協議には盧氏も参加する予定でありましたが、当日、交通機関の事情により香港から日本への到着が数時間遅れることが確定的になりましたので参加することが出来ませんでした。

BMIグループは、対象者との業務提携の実現のためには継続的な協議を実施することが重要であると考えており、平成31年3月8日に予定される協議を始め、対象者と真摯に協議を継続することを予定しております。

＜質問＞

（４）2月20日協議の冒頭において、三田証券のご担当者より、慮華威氏は2月20日協議に参加の予定であったが、急きょ来日出来なくなったために2月20日協議に同席されないとご説明を頂きました。しかし、その後、本件の経緯のとおり当社が株式会社ランニングを通じて慮華威氏との面談を求めた際、2月20日の週に来日されていたと説明を受けました。慮華威氏が2月20日協議に参加されなかった理由についてご説明ください。

＜回答＞

上記＜質問＞（３）に対する回答にありますように、当初、2月20日協議には盧氏も参加する予定でありましたが、交通機関の事情により香港から日本への到着が数時間遅れ、参加することが出来ませんでした。

＜質問＞

（５）当社株主との合意について、公開買付者は、当社筆頭株主であるTCSホールディングス株式会社（以下「TCS」といいます。）に対する平成31年2月中旬の接触に関して、対質問回答報告書における回答内容を訂正されています。(i)このような訂正が必要となった理由を具体的にご回答ください。（ii）公開買付者は、TCSに対して応募の要請を行ったのかどうかご回答ください。（iii）仮に、公開買付者は、TCSに対して応募の要請を行っていない場合、対質問回答報告書に「応募の要請を実施いたしました」と記載した理由をご説明ください。仮に、TCSに対して応募の要請を行っている場合、「応募の要請を実施いたしました」との記載を訂正した理由をご説明ください。(2. (4) ③)

＜回答＞

(i) 当該訂正を行った理由は、提出後、記載内容に誤記があることに気づいたためです。

(ii) 訂正は誤記が理由であり応募の要請は実施しておりません。

(iii) 上記(ii)の回答の通り、誤記が理由であります。

＜質問＞

（6）本公開買付け後の経営方針について

＜質問①＞

2月20日協議において、公開買付者の「代理人」である株式会社ランニングの代表取締役であり、対質問回答報告書において本公開買付け後の役員候補者として想定されている星野和也氏について、公開買付者の代表取締役社長・CEOであるとのご紹介を受けるとともに同内容の名刺を受領いたしました。（ｉ）公開買付届出書の公開買付者の状況、役員の職歴及び所有株式の数の欄に、星野和也氏が掲載されていない理由をご説明ください。（ii）星野和也氏の日本国内での経歴、取締役等役員の兼務状況及び当該会社における日本国内の上場企業への投資実績をご説明ください。(2. (7) ①)

＜回答＞

（ｉ）2月20日協議において星野和也氏が持参した名刺に記載の「代表取締役社長・CEO」は、公開買付者の香港における登記上の代表取締役ではなく、公開買付者の日本での事業活動の開始に際し、活動における責任者として付与された肩書きとなっており、公開買付者の取締役に就任する予定であります。

（ii）星野和也氏は、株式会社ランニングの他、複数の日本国内企業の取締役を兼務しており、越境EC、インバウンドにかかる事業を展開しております。

＜質問②＞

対質問回答報告書において、施策Ⅰないし Ⅴを実施することが想定される会社として挙げられた各会社につき、（ｉ）実施予定の各施策に関する日本国内での実績、（ii）当該会社が当該施策を実施することと想定する理由を具体的にご説明ください。(2. (7) ②)

＜回答＞

（ｉ）IからVの施策を実行することを想定するBMIグループ法人は以下のとおりです。なお、現時点において、実施予定の各施策に関する日本国内での実績はございませんが、海外においては、一定の実績を有しております。

(施策Ⅰ) BMI Professional Training Services Limited

(施策Ⅱ) BMI Technologies Limited

(施策Ⅲ) BMI Resources Management Limited

(施策Ⅳ) ビーエムアイ　コンサルタンツ

(施策Ⅴ) ビーエムアイ　コンサルタンツ

（ii）上記会社がIからVの施策を実施することを想定する理由は、以下となります。

(施策Ⅰ) BMI Professional Training Services Limited

BMIグループ内での人材育成、プロフェッショナルスキルの学習コースを提供している組織であり、定期的に外部からの参加も受け付けるセミナーも開催しているため、人材の発掘が可能であるためです。

(施策Ⅱ) BMI Technologies Limited

様々な分野、技術、市場を網羅するソフトウェアのプロフェッショナル人材で成り立っており、更に、コンサルティング/技術観察からプロジェクト運営とそのサポートまで、終始一貫したサービスを提供しているためです。

（施策Ⅲ） BMI Resources Management Limited

人材紹介及び人材派遣を主要業務として営み、BMIグループの顧客の需要に応じて、人材紹介を行ってきた実績を有するためです。

（施策Ⅳ及びV） ビーエムアイ　コンサルタンツ

施策Ⅳに関しては、業界を特定せず幅広くビジネスコンサルティングの実績を有しており、香港やシンガポール市場での上場を実現した顧客も含め、多数の顧客を有しているためです。

また、施策Vに関しても、BMIグループのネットワークの中核をなす法人であるため、M&Aや人材採用戦略において、拡大を企図する対象者の事業を、外部（候補先等）に発信していくことが可能となるためです。

＜質問＞

（7）BMIグループと当社の業務提携について

＜質問①＞

意見表明報告書2.（8）①のうち、想定されている当社との業務提携によりBMIグループより提供されるとするネットワーク及び経営コンサルティングのノウハウが当社にもたらす事業上のシナジーについて、ご説明いただいていませんので、ご説明ください。（2.（8）①）

＜回答＞

BMIグループから提供するネットワークとしては、ITコンサルタント、人事コンサルタント、会計コンサルタント等の専門家のネットワークの他、日本進出を目指すBMIグループの既存顧客等、顧客ネットワークを想定しております。また、これらのネットワークの提供により、対象者における人材採用及び顧客網の拡大といった、シナジー効果が生まれることを期待しております。

また、BMIグループから提供する経営コンサルティングのノウハウとしては、海外における会計、IT、人事コンサルティング業務のノウハウを想定しております。また、当該ノウハウの提供により、見込み客の開拓及び対象者の既存顧客への付加価値のあるサービスの提供といった、シナジー効果が生まれることを期待しております。

公開買付者は、上記シナジー効果が、対象者が平成31年2月13日に公表した平成30年12月期決算短信の「1．経営成績等の概況　(1) 経営成績に関する分析　①当事業年度の経営成績」の「e. その他」に記載された、対象者が安定的な収益性を確保するための取り組みとして想定する下記施策の実現の加速につながるものと考えております。

1．マーケティング活動の継続による見込み客の開拓

2．即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業

3．コンサルタントの育成によるスキルアップ、および、多能化による収益率の改善

4．既存顧客向け付加価値サービスの提案

5．既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化

6．新規取扱商材の開拓

＜質問②＞

対質問回答報告書によると、公開買付者が、当社とBMIグループで事業領域が共通している点として、「IT」「人事コンサルティング」を挙げていますが、非常に広範な概念であるため、業務提携の実現性を判断するために、より具体的な事業領域をご回答ください。(2. (8) ②)

＜回答＞

上記、業務提携における施策に関する回答においても記載の通り、BMIグループは人材派遣、人材紹介、人材育成といった人事関連の事業領域を有しており、定期的に、プロフェッショナルスキルを題材としたセミナーも実施しております。さらに、BMIグループのネットワークには中国の人材派遣ライセンスを保有している会社も多数存在し、それらの会社との業務提携をアレンジすることも可能です。また、IT事業領域に関しては、建設、通信、小売、金融といった幅広い業界の企業に対して、ソフトウェア開発やプロジェクトマネジメント業務の提供を通じ、高品質なサービスを提供しています。

その他、近年はブロックチェーン技術にも広く関与しており、先日香港にて「ブロックチェーンの応用及び投資同盟」の設立セレモニーを実施いたしました。

以上